

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2019.10.1 No.17



養豚とニンニクで
「循環型農業」を実現



農地パトロールを実施、適切な農地の管理を心掛けましょう。

耕作放棄地等の発生を防止するため、今年も旧市町村の地域毎に7～9月にかけて農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。パトロールの重点項目として、

①遊休農地の実態把握

②農地の違反転用の早期発見

③農地への不法投棄等の早期発見 に主眼を置いて実施しています。

不適切な農地管理者には、是正指導等を行う場合があります。遊休農地の発生は、農家の高齢化や後継者不足に主な原因があると考えられます。また、農地を遊休農地化させた場合には、近隣の農地や環境に対し悪影響を与え、大変な迷惑となりますので、農家の皆さんには、農地を遊休農地化させないよう適切な管理をお願いします。



西仙北地域・事前打合せ



仙北地域・現場パトロール

令和元年度 大仙市農作業標準賃金・料金表(秋作業抜粋)

農業委員会では、農作業を依頼するときの目安となる標準額を定めています。

この金額はあくまでも標準額ですので、圃場状況や作業の困難度などを考慮して、当事者で相談のうえお決め下さい。

区 分		単 位	消費税抜き 金額(円)	消費税(8%) 込み金額(円)	消費税(10%) 込み金額(円)※	備 考
コンバイン	刈 取	整 理 田	14,400	15,552	15,840	・すみ刈りは含まない。
		未整理田※	15,400	16,632	16,940	
	一貫作業	整 理 田	25,600	27,648	28,160	・一貫作業は刈取から調整まで。 ・色選料は含まない。
		未整理田※	27,500	29,700	30,250	
籾 運 搬		60kg	1,450	1,566	1,595	
籾 乾 燥			920	993	1,012	
籾 摺り調整			430	464	473	
オペレーター		1時間	1,250	1,350	1,375	
畦畔つき		片面1m	35	37	38	
一般作業賃金		1日	6,700円			・8時間、賄いなし。

※ 未整理田とは30a未満の圃場をいいます。

※ 10月1日から10%に引き上げ予定となっています。
変更の際は、変更後の金額を参照願います。

管内農業者等のご紹介①

表紙の写真は、中仙地域・
鐘見内地区の有限会社佐々
木農産・代表の佐々木隆さ
んです。

佐々木さんは、50年以上
にわたり養豚経営をしてい
ます。現在、神岡地域や秋
田市に施設を所有してお
り、約8000頭を飼育し
ています。

長年、家畜の排せつ物の
処理が課題となっていたと



トラクター後部の「にんにく収穫機」

のこと。6年前に、設備投
資に多額の出費がありまし
たが、堆肥として畑地に還
元することで、大幅な経費
削減と畑作物の肥効を高
め、環境に配慮した「循環
型農業」が実現出来たとの
ことでした。

作物については、にんに
く12ha、玉ねぎ1.5ha、里い
も60aを栽培しています。
農地は、主に、西仙北地域



「にんにく」をまとめて掘り上げ

大野地区で、約19haを耕作
しており、有効に農地利用
されています。

今後は、畑作に欠かせな
い、暗渠排水事業を取り入
れ、土地改良を進めたいと
の意向でした。農作業工程
は、ほとんどが機械処理さ
れており、大規模農業の現
状を見ているようでした。

会長職務代理者 菅原 廣太郎
(西仙北地域)



機械化で作業時間が短縮



西仙北地域大野地区・良質堆肥で育った「にんにく」



「にんにく」の選別作業



ご相談ください!

農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の代表として、また地域の世話役として皆さんからのご相談をお受けします。

農地の売買、贈与、貸し借り、転用等は農業委員会の許可が必要です。農地に関することは、お近くの委員にお気軽にご相談下さい。秘密はお守りいたします。

農業委員会では、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった現場活動を行う「農地利用最適化推進委員（推進委員）」を設置しています。また、農業委員は担当地区の限定はされていませんが、推進委員と密接に連携し、今まで同様、現場活動をしています。

協和地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	茂木 靖雄	協和地域
	鈴木 正雄	
推進委員	橋本 光穂	協和境、協和上淀川、協和荒川、協和稲沢
	加藤 孝悦	協和峰吉川
	菅原 俊一	協和船岡、協和船沢
	加藤 末道	協和中淀川、協和下淀川、協和小種

南外地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	伊藤 又工門	南外地域
	佐藤 吉男	
推進委員	今野 純子	南外の一部
	佐々木 茂治	南外の一部、南外南榑岡
	今野 一博	南外の一部、南外外小友

仙北地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	小松 伸一	仙北地域
	齋藤 久人	
推進委員	本間 隆喜	上野田、払田、橋本の一部、高梨の一部
	竹内 政男	戸地谷、橋本の一部、高梨の一部
	茂木 貴光	板見内、堀見内
	川原 憲一	横堀、福田

太田地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	泉 芳博	太田地域
	長澤 信徳	
推進委員	高橋 剛	太田町横沢、太田町中里、太田町三本扇
	明平 哲雄	太田町駒場、太田町国見
	小松 一也	太田町太田、太田町小神成、太田町斉内
	谷口 彰	太田町永代、太田町川口、太田町東今泉

各委員の任期は、令和2年7月30日（3年間）までとなっています。

今後、各委員の推薦、及び公募を予定しています。詳細につきましては、市広報、ホームページ等でお知らせいたします。

大曲地域

職名	氏名	担当農地区域	
農業委員	伊藤 隆康	大曲地域	
	伊藤 悟		
	判田 勝補		
	三浦 功		
	高橋 勝範		
推進委員	渡邊 敏雄	大曲町部、戸時	
	高橋 芳太郎		
	伊藤 徳則		大曲、飯田、川目、東川、和合、小貫高畑
	佐藤 洋悦		花館町部、花館
	佐々木 正五		内小友の一部
	井上 時雄		内小友の一部
	高川 吉昭		大曲西根、蛭川
	河越 昭夫		藤木、下深井、六郷西根
	藤田 昭男		四ツ屋の一部、高関上郷
渡部 義秋	四ツ屋の一部、新谷地、松倉		
佐藤 昇	角間川町		

神岡地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	石山 礼蔵	神岡地域
	黒川 雄一	
推進委員	渡部 忠行	神宮寺の一部
	齊藤 亘	神宮寺の一部
	鈴木 靖浩	北榑岡

西仙北地域

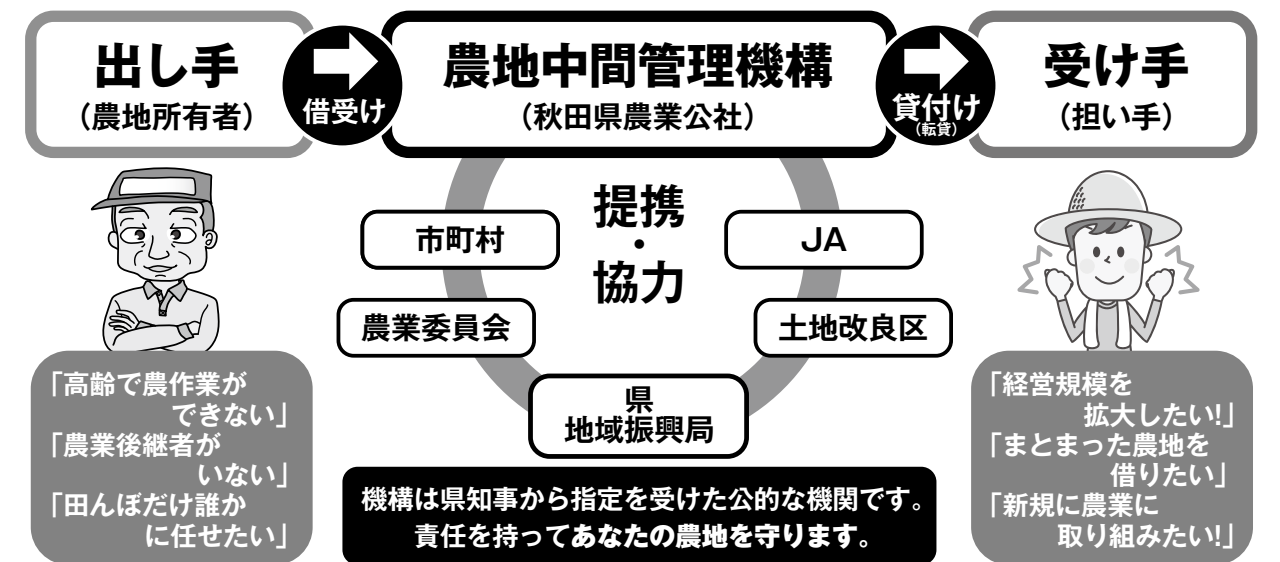
職名	氏名	担当農地区域
農業委員	菅原 廣太郎	西仙北地域
	佐々木 忠永	
	田口 繁	
推進委員	伊藤 重成	字刈和野、刈和野、北野目
	小笠原 喜悦	土川
	伊藤 裕樹	大沢郷宿の一部、大沢郷寺
	佐々木 京子	大沢郷宿の一部、杉山田、正手沢、円行寺
	大友 金己知	強首、高城、木原田、金山沢、大巻、九升田、寺館

中仙地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	足達 信廣	中仙地域
	信田 浩則	
	玉井 慎太郎	
	田村 誠市	
	細谷 精悦	
推進委員	岩田 長市	長戸呂、鏝見内
	高橋 章夫	長野、北長野
	伊藤 俊雄	上鷲野、下鷲野
	安部 寛治	清水
	鈴木 清敏	豊川
	坂本 公紀	豊岡
	高橋 純悦	栗沢、大神成

農地中間管理事業をご活用下さい。

農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構（秋田県農業公社）が中間的受け皿となる事業です。



出し手のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます。
(固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予の継続)



受け手のメリット

- 集積・集約化農地を長期に安定して借入することが可能となります。
- 契約は機構と1本なので、賃料支払いの事務が大幅に軽減されます。
(便利な口座振替)
- 仮に耕作できなくなっても、機構が新たに受け手を探します。
- 条件不利農地の受け手に対する支援等が受けられます。

※これから法人を設立し集積する場合はもちろん、機構法の契約に切り替える場合も有効

●相続未登記農地の利用促進

昨年11月から、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、相続未登記農地の共有持分の過半の同意を得ることで、最長20年の農地の貸し借り契約が可能となりました。農地中間管理事業の利用も可能です。※農地の売買については、相続登記の完了が必要となります。

お問い合わせ先

○秋田県農業公社(018-893-6223)、○大仙市農業委員会事務局、各分室

秋田県農業会議主催の「農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」が、8月1日、

横手市セントラルホテルで開催されました。

研修会では、農業を取り巻く情勢や新たな農地制度の展開など、農業委員・推進委員の活動の重要性について説明がありました。

今年5月に公布された改正農地中間管理事業法では、「人・農地プラン」を實質化し、担い手への農地の集積・集約化を加速させる必要があること。また、「農地等の利用の最適化の推進」に向けた各委員の活動が重要であることなど、改めて理解を深める研修となりました。



挨拶する細谷会長
※農業会議副会長



研修会に参加する委員

農地の転用等には、農地法の許可が必要です。

農地の転用・売買・賃借などは許可を受けてから

農地を売買したり、貸し借りするときは

3条申請

- ◆農地を、耕作目的で売買したり、貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- ◆資産保有や投資目的の売買はできません。
- ◆農地を取得する適格者（申請を含む10a以上）でない場合は許可されません。

自分名義の農地を転用するときは

4条申請

- ◆農地の転用とは、農地を住宅・車庫・工場・倉庫・資材置き場・駐車場・山林など農地以外のものに用途を変更するには、農業委員会の許可が必要です。
- ◆転用申請では主に次のような内容を審査します。
 - ①転用の目的は適正か
 - ②転用の面積は適当か
 - ③水利など、必要な同意はあるか
 - ④付近の農業に与える影響はどうか
 - ⑤転用の目的は確実に実現できるか
 - ⑥他の法令関係手続きがなされているか

他人名義の土地を買ってあるいは借りて転用するときは

5条申請

農業委員会へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内)...	0187-72-4611(直通)
大曲分室.....	0187-63-1111(代表)
西仙北分室.....	0187-75-2966(直通)
中仙分室.....	0187-56-2325(直通)
協和分室.....	018-892-3694(直通)
南外分室.....	0187-74-3001(直通)
仙北分室.....	0187-63-3003(代表)
太田分室.....	0187-88-1115(直通)

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可(農地法第3条)	毎月20日頃	総会終了後1週間以内
農地転用の許可(農地法第4・5条)		総会終了後1週間以内 もしくは翌月30日前後
農用地利用集積計画に関する申請		告示日(毎月10日以降)後1週間以内
買受適格証明申請	随時受付	総会終了後1~2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

許可申請の締切日等

農業者年金で安心して豊かな老後を!

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

**国民年金第1号
被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く。

**年間60日以上
農業に従事**

60歳未満

- あなたの老後生活への備えは十分ですか? ●年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金の3つのメリット

メリット
1
女性に優しい

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりサポートします!
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料補助も

メリット
2
若年層には
手厚い政策支援
(保険料補助)

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます

メリット
3
税制面で
大きな優遇

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります

加入前 夫のみ加入の場合



加入後 夫婦で加入の場合



加入前



加入後



加入前



加入後



■保険料控除分の節税額の目安 (所得税・住民税・復興特別所得税)

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

*保険料支払分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

詳しくは、農業委員会事務局、各分室までお問い合わせ下さい。

東北復興は、道半ば。風化させてはいけない!

管内農業者等のご紹介②

中仙地域・長野地区でスイカ栽培をする讃岐和彦さんをご紹介します。

1 haの畑で、アルバイト1人、讃岐さんの奥様と土日に来てくれる友達の4人で作業を行っています。以前は、関東の方に就職していました。帰郷し、スイカ栽培をはじめました。

なぜスイカだったのか尋ねると、母親の実家がスイカ農家で、子供の頃から手伝いをしていた



讃岐和彦さん、まるまる育った「スイカ」を収穫



カラー棒で収穫時期を選別

うです。当初は、作業機械も無く全て人力で30aからスタートしました。

明渠も自分で掘ったり、トラックも無く、自家用車を代用して畑からスイカを運搬、必要な機械は知り合いから借りて作業をしていたそうです。讃岐さんは、「今思うとちよつと考えられないですよね!」と笑って話していました。作業は、春から秋まで続き、「あきた夏丸」と「縞無双(しまむそう)」という二品種を栽培しています。今年、雨も少なく生

育が心配されたが、収穫量も大きさも良い出来だということ、シーズンで40000〜50000個収穫するそうです。

大変だと感じる事はありますか?と尋ねると、しばらく考えて「ん、無いですね!」と笑顔で答えてくれました。讃岐さんは、収穫時の大きく育ったスイカの成長を見る時が一番嬉しく、やりがいを感ずると言っていました。

最後に今後の目標を伺ったところ、圃場を3haまで拡大し、ハウス栽培を取り入れ、通年で農業が出来るようにし、雇用の場につなげていきたいと話していました。



黒と緑のシマ模様がはっきり

広報委員 玉井 慎太郎
(中仙地域)

編集後記

近年、異常気象という言葉が当たり前のように耳にするようになりました。今春、好天続きで、降雨量が極端に少なく、農業用水の確保に頭を悩ませたことも多かったのではないのでしょうか。また、7・8月は猛暑となり、農作物の管理と体調の維持に苦心されたことと思います。

さて、農産物交渉の行方も定まらない中、10月には消費増税も予定されており、農業を取り巻く情勢はさらなる厳しさが予想されます。安全安心な食料生産の基盤である農業の継続のため、充実した農業政策の確立が急務であると考えられます。

収穫の秋もすぐそこまで来ている。新年号令和元年の今年、災害のない実り多き年になることを心よりお祈りいたします。

広報委員 佐藤 吉男
(南外地域)



大仙市

農業委員会だより【第十七号】

発行/大仙市農業委員会

〒019-11701

秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3

編集/大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL0187(72)4611
印刷(株)秋田精巧堂